

次の各設例について、金額（万円）を記入して配当表を完成させなさい。

【設例 1】 AはBから6000万円を借り入れ、その担保として自らの所有する土地甲と土地乙に共同抵当権を設定し、それぞれ抵当権設定登記を行った。その後、Aは、Cに対する1000万円の債務を担保するため甲に第2順位の抵当権を、Dに対する800万円の債務を担保するため乙に第2順位の抵当権をそれぞれ設定し、抵当権設定登記を行った。Aが債務不履行に陥り、Bの共同抵当権の両方が実行され、甲は2500万円、乙は5000万円で売却された。次の場合、どういう結果になるか。なお、利息・遅延損害金・手続費用は簡略化のため考えない。

- [1] 甲と乙の競売代金が同時に配当された場合
- [2] 甲の競売代金が先に配当された場合
- [3] 乙の競売代金が先に配当された場合

	[1] 同時配当		[2] 異時配当1 (甲の競売が先行)		[3] 異時配当2 (乙の競売が先行)	
	甲	乙	甲	乙	乙	甲
第1順位の配当	B 万円	B 万円	B 万円	B 万円 C 万円	B 万円	B 万円 D 万円
第2順位の配当	C 万円	D 万円	C 万円	D 万円	D 万円	C 万円

【設例 2】 AはBから6000万円を借り入れ、その担保として自らの所有する土地甲と物上保証人E所有の土地乙に共同抵当権を設定し、それぞれ抵当権設定登記を行った。その後、Aは、Cに対する1000万円の債務を担保するため甲に第2順位の抵当権を、EはDに対する800万円の債務を担保するため乙に第2順位の抵当権をそれぞれ設定し、抵当権設定登記を行った。Aが債務不履行に陥り、Bの共同抵当権の両方が実行され、甲は2500万円、乙は5000万円で売却された。次の場合、どういう結果になるか。なお、利息・遅延損害金・手続費用は簡略化のため考えない。

- [1] 甲と乙の競売代金が同時に配当された場合
- [2] 甲の競売代金が先に配当された場合
- [3] 乙の競売代金が先に配当された場合

	[1] 同時配当		[2] 異時配当1 (甲の競売が先行)		[3] 異時配当2 (乙の競売が先行)	
	甲	乙	甲	乙	乙	甲
第1順位の配当	B 万円	B 万円	B 万円	B 万円 C 万円	B 万円	B 万円 D 万円
第2順位の配当	C 万円	D 万円	C 万円	D 万円	D 万円	C 万円